

平成十八年二月二十八日提出
質問第一一二二号

外務省の秘密指定がなされた文書が流出した事件に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省の秘密指定がなされた文書が流出した事件に関する質問主意書

一 平成十四年三月二十六日付の答弁書（内閣衆質一五四第四七号）において、政府は外務省により秘密指定がなされた文書が正規の手続きを経ることなしに流出した例として、①愛知外務大臣とマイヤー駐日アメリカ合衆国大使との間でなされた会談の概要を記載した電信文案が昭和四十六年に漏えいした事件、②モスクワで行われた赤十字会談に関する電信文等が昭和四十一年から四十二年にかけて漏えいした事件、③我が国の個々の外交交渉における外務省の基本方針・交渉方法等に関する具体的な記述のある外務省発行の冊子がソヴィエト社会主義共和国連邦の者に昭和二十七年に交付された事件、④平成十一年一月十一日 起案北方四島住民支援（集会所兼宿泊施設の設置）設計・施工監理業者及び施工業者の選定という文書が流出した事件、⑤平成十一年五月二十八日付国後島緊急避難所兼宿泊施設（メモ）という文書が流出した事件、⑥平成十一年十一月二日付国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事に係る日本工営との面談メモという文書が流出した事件の合計六件をあげている。平成十四年三月二十七日以降、外務省により秘密指定がなされた文書が正規の手続きを経ることなしに流出した事例があるか。あるならば、いつ、どのような文書が流出したかについて明らかにされたい。

二 一の④、⑤、⑥の文書の流出は、外務公務員法に定められた秘密を守る義務に抵触する事件と外務省は認識しているか。

三 一の④、⑤、⑥の文書が流出したことに対し、外務省はどのような調査を行ったか。調査の結果は記録されているか。調査の結果、流出に関与した者を特定できたか。
右質問する。